

氏名	八本木 浄 はちほんぎ きよし
学位の種類	教育学博士
学位記番号	論教博第23号
学位授与の日付	昭和55年11月25日
学位授与の要件	学位規則第5条第2項該当
学位論文題目	日本ファシズム下における教育改革の研究

(主査)
論文調査委員 教授 本山幸彦 教授 兵頭泰三 教授 小林哲也

論文内容の要旨

本論文は所謂日本ファシズム教育の出発点を短絡的に大正七年の臨時教育会議に求める通説が、その後の政治状況の変化や国家の教育構想の変容を軽視するものだという批判的観点に立ち、第一次大戦から太平洋戦争にいたる重要な国家の教育改革構想を対象とし、それらが提出された各時期の政治的、社会的、経済的背景をふまえながら、その改革構想に集約された国家の総合的な教育要求の変遷を、臨時教育会議構想との相違に着目しつつ解明し、同時にそれらの改革案が、最終的には、太平洋戦争下の「高度国防国家」建設構想に集大成されてゆく過程を、具体的、実証的に考察しようとしたものである。

第一章「臨時教育行政調査会における小学校教育費削減計画」は、大正十年、第一次大戦後の最初の不況期に直面した原内閣が、臨時教育行政調査会を設置し、臨時教育会議の答申によって制定された義務教育費国庫負担法の国庫負担額の増額運動に対処すべく、学級整理、二部教授、補助教員整理、学校建築簡素化など、小学校教育費合理化策を立案させたこと、及びそれに対する反対運動などについて論述したもので、この構想の歴史的な意義を、第一次大戦開戦後の好況期に作成された臨時教育会議答申の不況下における最初の基本的な改訂であり、実現こそしなかったが、その後の義務教育停滞化の道を開いたものであるとともに、質実剛健を喜ぶ原敬の精神主義によって主導されたところにみいだしている。

第二章「文政審議会における学校教練実施と青年訓練所創設の構想」は、たしかに文政審議会は、臨時教育会議の「兵式体操振興ニ関スル建議」に答える形で、中等学校以上の軍事教練と青少年大衆への軍事教練について立案しているが、その内容は臨時教育会議当時とは全くちがった状況の下でつくられ、臨時教育会議のそれとは全く相違するものであることを論証したものである。つまり、大正十三年の文政審議会の構想は、大正十二年以後の宇垣軍縮を前提としたもので、予備士官養成や兵役短縮を可能ならしめるための軍事教育が主たる目的とされ、その点、臨時教育会議の道徳教育の一環としての兵式体操という目的は改訂されたとみるべきであるとし、軍部による軍事教育国民化の要求が萌芽的に現われたところに、この構想の歴史的意義をみいだしている。

第三章「田中文相の学制改革案」は、昭和六年の満州事変前後、昭和恐慌への対策として緊縮財政、産

業合理化政策を遂行した浜口内閣の田中文相によって立案された学制改革案の特色を、政府の財政政策との関連の下に論述したもので、この構想が内務省の小学校を対象とする地方教育費削減計画に呼応しつつ、文部省の立場から教育費国庫支出の削減を意図し、帝国大学、実業専門学校をのぞく全教育機関の縮小再編を計画していたところに、その歴史的意義をみい出している。この改革案は私立大学の増加、大学教育の実業教育化、修学年限の短縮と共に文理大や高等師範学校の廃止、中学校の実業学校化を構想するもので、経済審議会や企業家層から歓迎されたが、廃止の対象となった教育機関の強い反対に会い挫折したとする。

第四章「鳩山文相の師範教育制度改革案」は、昭和六年から昭和九年まで犬養、斎藤両内閣の時代、つまり軍部の政治的進出による政党内閣の終焉の時代に当り、両内閣の文相であった鳩山一郎が、軍の主導する社会主義思想の撲滅、国体顕現運動と関連させつつ実施した師範教育制度改革案について述べたものである。鳩山の時代は、農村は不況だったが、工業部門はようやく恐慌を脱しつつあったときで、師範教育制度の拡張案は、その後の教育制度拡張計画の出発点であったとする。しかし、鳩山の文政基調は軍と結んだ「思想対策第一主義」で、学生運動、教育運動の弾圧が行われたが、師範教育の改革も善良の国民を養成する学校の基礎を改善するため、師範大学、師範専門学校創設案をふくむ教員養成制度の拡充、改善にその目的があったとし、いわば思想対策としての師範教育制度改革に、その歴史的意義をみいだしている。しかし、この構想は制度の改革が直ちに思想対策に結びつかないという矛盾を含むとともに、帝国大学はじめ既成の高等教育機関のもつ教員養成機能を抑圧するもので、これらの学校の反対にあって進展せず、なお、農業不況に起因する財政問題の貧困もあって挫折したとしている。

第五章「文政審議会における青年学校創設の構想」は、青少年大衆に対する軍事教練の時間数をめぐり、十ヶ年にわたって論争されてきた文部省と陸軍省の対立の後、ようやく昭和十年になって問題が解決され、文政審議会最後の答申となって現われた同審議会の青年学校構想について論述したものであるが、その歴史的意義を以下のようにまとめている。この構想の底流には軍事教練だけを目的にした青年訓練所（第二章参照）に対する社会的不満を解消するため、実業補習学校と青年訓練所を統合したいという文部省、教育界の一貫した要求があった。ところが統合によって軍事教練の時間数が短縮されることを嫌う陸軍の反対で、その要求は実現されなかった。しかるに昭和十年に陸軍省は文部省の意向に妥協したのである。その理由は、この時期になって陸軍が「高度国防国家」建設の見通しをもち、その建設に自信をえたところにあるとする。つまり、青年訓練所への社会的不満から入所者が減少することは軍事教育の国民化をねらう陸軍にとっても重大問題であり、実業補習学校との統合によって社会の歓迎する青年学校をつくることは、軍事教練の時間数を多少犠牲にしても有益だとの判断に軍が立ちえたというのである。陸軍は青年学校によって軍事教練時間数の多少に拘らず、軍事教育が青少年大衆に拡大され、彼らの教育を掌握できるという自信をえた、ここにその歴史的意義をみいだしている。

第六章「実業教育振興委員会における各界の教育要求」は、日中戦争の勃発を含む昭和十年から同十三年にかけて、いくつかの答申を作成した同委員会が、答申の有力な参考資料に供するため、各種企業団体、中等・高等の実業教育機関、商工会議所などに諮問して得た「実業教育振興に関する意見」を分析することによって、日中戦争による植民地侵略政策と密接に関連しつつ当時の各種企業が、どのような実業教育

への要求をいただいていたかを明らかにするとともに、それらの意見にもとづいてつくられた答申、いいかえれば実業教育振興委員会の実業教育改革構想を論述したものである。なおこの構想の歴史的意義を、通説的には戦時体制下の実業教育振興等は昭和十二年末に設置された教育審議会の答申にもとづくとされているが、その教育審議会のプランは、すでにこの実業教育振興委員会において描かれていたという点にみだし、この委員会の役割を高く評価している。

第七章「平生文相の義務教育八年制延長案」は、軍部によって昭和十年頃から積極化されてきた中国、東南アジアへの侵略政策に従属しつつ、軍事産業の飛躍的發展を重要な国策としてきた広田内閣の文相平生三郎によって立案された義務教育八年制延長案を、戦時体制に即応する教育体制の拡大再編としてとらえ、軍事、産業の両面から要求される国民の技術知識の向上、戦争遂行、植民地経営のための精神教育の充実をその目的とし、男子青少年大衆を対象とする青年学校の義務制を具体化したところにその歴史的意義をみだしている。この構想はかねて義務教育の年限延長を要求してきた教育界からも歓迎され、反対運動もなかったが、広田内閣の瓦解によって実現しなかった。しかし、それは一時的な中止にすぎず挫折ではなかった。というのは、この案は教育審議会にひきつがれ、実現したからであるとしている。

第八章「教育審議会における教育改革の集大成の構想」は、国民精神総動員、「高度国防国家」構想の重要な一環として、教育内容の刷新、新教育体制の確立方策を諮問するため、昭和十二年十二月近衛内閣によって設置された教育審議会が昭和十六年までに答申した初等・中等・高等教育及び師範教育、実業教育など広範囲にわたる総合的な改革構想について論述したものである。教育審議会答申の特色は、ほぼ教育制度全般に及んでいること、「皇国ノ道」への帰一、「皇国民ノ錬成」など戦時体制に即応する教育目的を確定したこと、義務教育段階では「国民科」など教科統合による新しい教育内容と教育方法を策定したこと、青年学校（男子）の義務制、国民学校による義務年限の延長、師範学校、実業学校の拡充、女子高等教育機関の充実などひろく教育機関を拡大再編しようとしたことなどにあるとし、さらにその歴史的意義を鳩山文相の師範改革、文政審議会の青年学校創設、平生文相の青年学校義務制、義務教育年限の延長、実業教育振興委員会の実業教育振興策など、それまでの主要な改革構想をほとんど取り入れて集大成を試みるとともに、新しい教育目的、教育内容を確立、導入することによって、それ以後の戦争遂行、植民地経営を可能にする「高度国防国家」建設のための総合的な教育改革を構想したところにみだしている。

「結びにかえて」は、教育改革研究の意義を述べ、本文で論述した教育改革構想の全体的特色を簡潔にまとめた結論である。まず、教育改革研究の意義については、教育改革とは国家権力がその時々的情勢に対応するため、自らが必要とする国家体制の構築を目的として実施する大幅な教育変革、しかも、それによって国民が大きな影響をこうむるような教育変革であると規定し、この教育改革において、はじめて国家の総合的な教育意志をみるができるとする。ここに教育改革の研究が、教育政策や教育制度の研究にもまして重視されなければならない意義があるとしている。

次に本論で対象とした臨時教育行政調査会以後の審議会や文相の教育改革構想の全体的特色を次のように述べている。大正末年の不況にはじまり昭和初期に決定的となった大恐慌を境に、これらの改革構想は二つに分けられるとする。つまり、不況期にあっては構想は消極的で、教育体制の固定化、停滞化を意図

する教育体制の縮小再編論的特色をしめし、恐慌の回復以後太平洋戦争にいたる時期の構想は積極的で、教育体制の拡大再編論的特色をもつという。そして、本文でとりあげた構想をこの傾向にしたがって分類、略述し、最後の教育審議会構想はさらに太平洋戦争中、大東亜建設会議の教育構想にうけつがれたが、戦局不利の結果、実現しなかったと結んでいる。

論文審査の結果の要旨

論文審査の結果を以下の四点にまとめて述べる。

1. 一般にファシズム期といわれる昭和初期から太平洋戦争期にいたる時期の教育を対象とした歴史的研究は、日本教育史のなかでもまだ充分開拓されていない。この時期を総体として取り扱った研究書は、久保義三氏の『日本ファシズム教育政策史』と海老原治善氏の『統現代教育政策史』ぐらいである。その意味で本論文が、教育改革構想というやや限定された対象ではあっても、先行研究の少ないこの分野を積極的に取り上げ解明したことは評価すべきであろう。
2. 本論文が対象とした教育改革の構想は、すべて実現されたわけではないが、本論文の結論が述べているように、そこにその時期の国家の教育意志が総合的に内包されたものとして重要な意味をもつ。しかるに、従来の研究ではその時の内閣の教育政策の一つとして、その改革構想の一部が実現された場合にのみ部分的に取り扱われることはあっても、この時期の一連の重要な改革構想を歴史的、総合的に追求する研究はなかった。その点、本論文はきわめて独創的といつてよい。また、見方をかえれば、教育改革の構想は国家の教育政策等の全体像をしめすものであり、改革構想の研究は具体的な教育政策を解明する重要な前提的研究の一つだといえよう。本論文はその意味で、大正、昭和期の教育史、教育政策史の解明に新たな視点を提供したのとして評価したい。本論文が臨時教育会議の構想がファシズム教育の出発点をなすという通説に対し、適切な批判をなしたのも、この時期の種々の改革構想を実証的に分析した成果であったといつてよい。
3. 本論文は従来のいわゆるファシズム教育史にみられがちなファシズムという概念、つまり否定的な価値観をもち、それでいて日本の場合、まだ適確にその内容を規定し切れていない概念にとらわれることなく、この時期の、とくに満州事変以後の国家権力の在り方を、戦争という「国家目的」遂行のため、強権的に国民の思想、生活を統制し、それを戦争に向けて動員した支配形態として、その事実に着目しながら把握し、客観的、実証的に教育改革構想をとらえる努力を最大限はらい、それに成功していることも評価に値するであろう。また本研究では、その教育改革構想が生れた背景として、その時期の政治的、経済的諸情況の研究もある程度行われている。研究態度として着実さをしめすものである。
4. 本論文が実証的方法を主としたことから、不可避的に膨大な史料の蒐集、その整理あるいはそれら史料のもつ意味の再検討を必要とし、そこに新しい史料の発掘や紹介など基礎的研究分野の開拓に寄与したことも評価すべきである。

以上四つの観点から、本論文は日本現代教育史の研究に新しい知見を提供し、将来類似の分野の研究に一つの基礎を築いたものと評価できる。

しかし、なお、一層の研究を求め、再考を希望したい問題もいくつかある。その一つは、本論文を構成

する各章の改革構想が、事実上関連性をもっていることはみとめられるとしても、その関連性に関する論理的説明が充分ではなく、そのため本論文の全体にやや体系性に欠ける印象を与えていることであろう。実証的方法をとった本研究としてはやむをえないことかも知れないが、若干の不満が残る。

その二は改革構想の背景として取り上げた政治的、経済的、社会的諸状況の解明が一面的であり、さらに広く多角的にほりさげる必要がある。

その三は本論文が対象としたいくつかの審議会が、それ自体として解明されていないことである。たとえば審議会の成立事情や人的構成のもつ意味、あるいは委員の経歴などについて説明が不十分である。それゆえ審議会の性格や自主的な役割があいまいにならざるをえない。教育改革の構想が審議会を通して形成されたものである以上、審議会自体についても或る程度の研究は必要であろう。

このようないくつかの問題点はあるが、それは必ずしも本論文の目的を達成するうえで致命的な欠陥となるようなものではない。本論文をより充実したものにしたという希望から指摘するものである。

よって、本論文は教育学博士の学位論文として価値あるものと認める。